

天然記念物再生事業費国庫補助要項

平成16年4月1日
文化庁長官裁定
平成17年4月1日
平成20年4月1日
令和2年4月1日
改 正

1. 趣 旨

この要項は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条の規定により指定された天然記念物の保護及び再生事業に要する経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

補助事業者は、天然記念物の所有者又は地方公共団体とする。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、生息・生育環境の復元、増殖等による回復を図り、文化庁が対象とする天然記念物の保護及び再生に万全を期するために行う次に掲げる事業とする。

- (1) 給餌
- (2) 増殖施設、保護収容施設の整備
- (3) 病虫害駆除
- (4) 施肥等樹勢回復
- (5) 遷移の中断、促進及び正常化
- (6) 生息・生育環境の維持・復元のための事業
- (7) その他天然記念物の再生に必要と認める事業

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

(1) 主たる事業費

- ア 給餌・施肥等経費
- イ 保護増殖等施設整備経費
- ウ 保護増殖機器・機材購入経費
- エ 病虫害駆除等経費
- オ 環境維持・復元事業経費
- カ 調査経費

(2) その他の経費

事務経費

5. 補助金の額

補助金の額は、次に掲げる場合を除き、補助対象経費の2分の1とする。

- (1) 当分の間、補助事業者が沖縄県内に所在する者である場合にあっては、補助対象経費の5分の4とする。
- (2) 当該年度の前々年度の財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値）が1.00を超える都道府県又は指定都市にあっては、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に乗じて得た額とする。

